

東京都認知症対策推進会議 仕組み部会(第5回)

次 第

東京都庁第一本庁舎 3 3 階南側 特別会議室 S 2
平成 2 0 年 6 月 3 0 日 (月) 午後 5 時 0 0 分から

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 第 4 回仕組み部会における議論のまとめ
 - (2) 第 3 回東京都認知症対策推進会議における議論の状況
 - (3) 認知症地域資源ネットワークモデル事業の取組状況について
 - (4) 認知症支援拠点モデル事業の取組状況について
3. 閉 会

[配付資料]

東京都認知症対策推進会議 仕組み部会委員名簿

(資料 1) これまでの議論のまとめ

(資料 2) 20 年度認知症地域資源ネットワークモデル事業スケジュール (案)

(資料 2 (1)) 地域資源マップについて

(資料 3) 認知症支援拠点モデル事業の取組状況

(参考資料 1) 仕組み部会における検討状況 (第 3 回東京都認知症対策推進会議資料
(抜粋))

「東京都認知症対策推進会議(仕組み部会)」委員名簿

◎部会長

区分	氏名	所属・役職名
学識経験者	下垣 光	日本社会事業大学社会福祉学部准教授
	永田 久美子	認知症介護研究・研修東京センター主任研究主幹
	◎林 大樹	一橋大学大学院社会学研究科教授
	元橋 一郎	弁護士 (神田お玉ヶ池法律事務所)
事業者	岡島 潤子	特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会副理事長 (株式会社やさしい手 在宅サービス事業本部居宅介護支援事業部 部長)
代表家族	牧野 史子	特定非営利活動法人介護者サポートネットワークセンターアラジン理事長
行政関係者	井上 悟	中部総合精神保健福祉センター保健福祉部広報援助課長
	酒井 威	葛飾区福祉部高齢者支援課長
	横道 淳子	府中市福祉保健部高齢者支援課府中市地域包括支援センター包括マネジメント担当主査

各区分において50音順

(オブザーバー)	紙崎 修	認知症地域資源ネットワークモデル事業モデル地域代表 (練馬区福祉部参事(在宅支援課長事務取扱))
	二宮 勇	認知症地域資源ネットワークモデル事業モデル地域代表 (多摩市健康福祉部高齢支援課長)
	井上 信太郎	認知症支援拠点モデル事業補助事業者連絡会代表 (有限会社心のひろば代表取締役)
	森 一	認知症地域資源ネットワークモデル事業(練馬地区)委託事業者 (株式会社ピー・シー・イー東京本社技術部長)
	成瀬 恵宏	認知症地域資源ネットワークモデル事業(多摩地区)委託事業者 (株式会社都市設計工房代表取締役)

「東京都認知症対策推進会議(仕組み部会)」幹事名簿

氏名	所属
諏訪 彰弘	警視庁生活安全総務課生活安全対策管理官
坂本 博文	福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課長

これまでの議論のまとめ

第4回仕組み部会

1 開催日時

平成20年2月6日（水）15：00から17：00

2 検討内容

- (1)地域資源ネットワークモデル事業について
両区市のモデル事業の推進体制や位置づけの変化等について
- (2)認知症生活支援拠点モデル事業について
 - グループホームかたらいから取組みの進捗状況について
 - 各モデル事業者と地域資源の連携状況について
- (3)個人情報の取り扱いについて
地域の高齢者の見守りマップ作成と個人情報の取扱いについて

3 主な意見

- (1)地域資源ネットワークモデル事業について
 - 地域資源マップ作成の議論の中で、ラジオ体操の会など、「いわゆる拠点的なもの」以外の高齢者が身近に行くところについての情報も挙がっている。これらの資源をつないでいくと、ごく初期の支援にも活用できるのではないか。
- (2)認知症生活支援拠点モデル事業について
 - 地域の民間事業者との連携の促進のためには、相手側にキーパーソンとなる人を上手く発掘すれば効果的。
 - こちら側からの要求を出す前に、まずは相手側に立って話を聞き、その後サポーター養成等の普及啓発につなげることで地域の受入れの度合いが非常に変わってくる。
 - 地域の人気が立ち寄れるサロンにするには、地域に開かれたものであることが、見てわかりやすいものであることが重要。
- (3)個人情報の取り扱いについて
 - 期待される効果
 - ・本人や家族にとって実際に役立つ環境も同時に構築されていることが必要。
 - ・見守りマップはあまり広域を対象とせず、見つかったらすぐに支援や見守り体制に入れる程度の顔の見えるエリアで作成することが望まれる。
 - 事業の性質上の視点
 - ・できれば本人もしくは家族から同意を得られた人だけを対象にした方が現実的。
 - 法制度上の視点
 - ・【収集】目的を明確にして必要最低限の範囲の個人情報を集めるということであれば、本人の同意を得ることなく収集することは可能。
 - ・【第三者提供】見守り等の支援が必要な高齢者の個人情報を本人の同意なく第三者に提供することについては、同意なく第三者提供が認められる場合を定めた法第23

条中の規定に該当する可能性が低いと考えられるため、困難。

・【委託】本事業を委託して実施する場合には、個人情報を事業の委託先に提供しても第三者提供にはあたらないが、本事業が委託になじむのかは別途検討が必要。

○留意点

- ・何のためにマップを作成するのか、まずは目的を明確にすべき。
- ・必要最小限の範囲の情報の収集に留めるべき。
- ・取得する情報の内容や情報を共有する範囲、情報が漏れた時の対応など管理方法についても検討が必要。

→ 今後も継続して検討

第3回東京都認知症対策推進会議

1 開催日時

平成20年3月7日（金）16：00から18：00

2 報告内容

- (1)地域資源ネットワークモデル事業について
両区市のモデル事業の推進体制や位置づけの変化等について報告
- (2)認知症生活支援拠点モデル事業について
各モデル事業者と地域資源の連携状況について報告
- (3)個人情報の取り扱いについて
地域の高齢者の見守りマップと個人情報についての検討状況を報告

3 推進会議委員からの主な意見

- (1)見守りのためのマップについて
 - 認知症高齢者が地域で徘徊しているのを発見したときに、発見した人が、認知症高齢者をどこに案内したらよいか分かるようなマップだと役立つ。また、発見や判断のポイントも盛り込まれているとよい。
- (2)地域の民間業者との連携について
 - 商店街や一般企業等の民間業者との連携を促進するためには、互いの共通の利益を発見するところから始めるのがよい。互いに地域住民として豊かな生活をしていくためには、相互理解に止まらず、もう一歩ぐらい先をイメージしたらどうか。
- (3)個人情報の取り扱いについて
 - 認知症の人の支援に必要なマップは地域が限定されることが多い。限定されている中であれば、ネットワークを構築し、必要度を検討の上、個人情報を共有してもよいのではないか。

20年度認知症地域資源ネットワークモデル事業スケジュール(案)

練馬区		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
「地域資源マップ」の作成	地域資源マップの検討	地域資源マップの暫定案作成	地域資源への啓発について						地域資源マップを使ってみて		地域資源マップ案の検討	最終案の確定	総括
	素案の確定	掲載資源への協力依頼			暫定版の確定								印刷・配布
「徘徊SOSネットワーク」の構築				徘徊に関する現状・課題について	地域における徘徊に関する現状・課題整理	徘徊SOSネットワークにはどんな地域資源が有用か	徘徊に関する支援方法について					模擬訓練	総括
		参加資源への協力依頼			ネットワークのあり方・模擬訓練手法の検討、準備								
家族会ネットワークの検討									これまでの家族会等、当事者支援に関する議論の整理	家族会等、当事者たちのニーズの整理	家族会等、当事者への支援方法について	課題の整理	総括
		調査・見学											

多摩市		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
「地域資源マップ」の作成	地域資源マップ素案の決定/マップ周知・啓発方法について			本体(状差型)最終案の確定									総括
	掲載資源への協力要請				個票の検討		印刷・配布						
「徘徊SOSネットワーク」の構築			徘徊に関する現状、支援方法について	徘徊に関するネットワーク化と模擬訓練について		徘徊に関するネットワーク化と模擬訓練について	模擬訓練		模擬訓練結果報告				総括
		参加資源への協力依頼			模擬訓練手法の検討								
家族会ネットワークの検討									家族会に関する現状、ニーズの整理について		家族会への支援方法について	課題の整理	総括
		検討											

仕組み部会		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				「地域資源マップ素案」に基づき、地域資源の捉え方やマップの考え方について検討。					徘徊模擬訓練の結果報告(多摩市)。地域資源マップの検証(練馬区)。			家族会についての検討結果。徘徊模擬訓練の結果報告(練馬区)。	

「地域資源マップ」について

1 試作版について

(平成20年6月18日現在)

練馬区

認知症になっても安心して暮らすために
～明日の自分のために～
お役立ち情報集

多摩市

高齢者暮らしの応援団
～私がつくる、みんながつくる、暮らしのガイド～
・だれもが夢をもち互いに支えあうまち

具体的な検討内容

コンセプト	○ 本人・家族を中心に病気の相談から生活の場面まで困った時に役立つマップ（情報集）～解決への道しるべ～	○ 認知症の本人や家族が困ったときに、だれに、どこに相談したらよいかを知るためのツール「地域資源ガイド」（情報保存ボックス） ○ 認知症になっても自分らしく豊かに暮らせるまちづくりのために支援者や地域の人が当事者・家族とつながっていくツール
対象者（使う人）	○ 本人・家族・その他（近隣、事業者、地域の関係機関など）	○ 認知症初期の本人、認知症の人の家族・近所・見守り・支援者、高齢者
配布方法・配布先	○ モデル地区内の全戸にポスティング →できるだけ多くの人に配布したい。	○ サポーター養成講座受講時や民生委員地域活動時、地域包括から訪問者に配布 →ツールとして機能させるために、支援を行っている人が活用方法を説明しながら配布
特徴・PRポイント	<p>◆ 構成・体裁</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本冊と簡易版と組み合わせて使う形態 ○ 本冊は、「検索ページ」と「地域資源リスト」の2部構成 ○ 「地域資源リスト」を差し替えることで区内全域への展開も視野に。 ○ マップではなく、具体的に困ったことから文字情報で検索していく文字検索・冊子型を採用 <p>◆ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検索ページは、「こんな困ったときに→こんな条件があると→こんな方法がある」という展開で相談窓口を紹介 【例】p.6 料理を作ってほしい→担当のケアマネがいる→ケアマネへ →担当のケアマネがいない→地域包括豊玉支所へ ○ 「地域資源リスト」には、所在地や連絡先だけでなく、その地域資源の解説や、本人や家族が困ったとき等に実際にその資源が役立った事例を紹介 【例】p.32 キーワード（こんな場面で役立ちます） ○ 早期発見・早期診断を促すため、認知症の「セルフチェック表」を掲載 ○ コラム欄を設け、近所・学校など、地域の「仲介資源」や「代替機能」の働き・重要性についても紹介 【例】p.28 ○ 簡易版は、最優先メッセージである地域包括の連絡先を記載し、身近なところに備え付けて使用 	<p>◆ 構成・体裁</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本体（状差型）には市内共通の地域包括・医療機関などを掲載し、地区の情報は短冊型の個票を入れるボックス形式 ○ 個票を絶えず作り変えることで地域や時点に対応することができ、常に最新の情報資源として活用が可能 ○ 個票を入れ替えれば市内全域での活用が可能 ○ 地域での活動のために持って出かけるのに便利なサイズ <p>◆ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域資源情報だけでなく、「認知症Q&A」や「もの忘れ早期発見のチェックリスト」、「サポーター養成講座」の解説も掲載 ○ オレンジ色（＝認知症サポーターの印であるオレンジリングの色）を効果的に使用 ○ 個票のコンテンツについては、引き続き検討。現在案のほかに、介護者の会や、一人で閉じこもらず悩みや体験を共有しよう、というメッセージをいれる案などが提案されている。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の関係作りのツールとして、他地区（他支所18か所）でもその地区の状況に応じた方法を考えながら、可能なところから実施したい。 ○ 地域包括支援センターの支所単位ではエリアが狭いため、本所（4か所）ごとのマップも検討課題 ○ このマップとは別に、認知症理解促進・受診勧奨等を目的とした全区民向けのパンフレットを発行予定 	○ 別の地域で作成する場合、地域包括支援センター（6か所）ごとではエリアが広すぎるので、小規模な住区（多摩ニュータウンでの生活エリアの単位）を前提とした展開が現実的ではないかと考えている。

グループホームかたらい（認知症対応型共同生活介護）
世田谷区・（NPO）語らいの家

1 あんしん生活マップ

（事業内容）

事業者が主体となり、認知症サポーター養成講座で募った8名のボランティアの協力を得て、地域の認知症サポーター、認知症の人が安心して買い物ができる店舗、認知症をサポートできる医療機関等の所在地を掲載したマップを作成し、認知症の人や家族に配布

（19年度末実績）

- ・事業者が10月に商店街の振興組合の理事会に出席、マップ作りを提案（賛同得られず）
- ・商店街の提案により高齢者、障害者の商店街利用時の需要につき調査を実施

（20年度実施状況）

- ・事業者がアンケートの集計結果をまとめ5月に理事会に出席して報告、提案。商店街はバリアフリー施設の増設等費用を要するものに即対応することは難しいとの回答、居酒屋等所有施設（ex.ベンチなど）の営業時間外の活用について検討（実施施設あり）
- ・協力を得られた店舗に事業者が「しんせつシール」（事業者独自で作成）を配布、マップに店舗を掲載する予定
- ・事業者も商店街を積極的に利用（グループホームの食材等）し、信頼関係の構築を図っている。

（課題）

- ・商店街の人たちのサポーター養成講座の受講を促進すること（事業者が実施）

2 サロン日ようび

（事業内容）

日曜日休業のデイ・サービス施設を活用し、認知症サポーターをボランティアとして、また専門職や看護師等を配置したサロンを実施（軽度の方を対象に2～3時間程度預かる様な事業を想定）

（19年度末実績）

- ・11回開催（各回1～2名程度が参加）

（20年度実施状況）

- ・現在参加登録者は4名
- ・参加者の認知症の症状は強く、利用時間が長くなる傾向

（課題）

- ・ボランティアの協力者のみでは対応が困難（現在主に専門職・看護師が中心）
- ・より多くの人を利用できるための送迎サービス要員の調達
- ・21年度以降事業継続のための予算措置（19年度実績1回あたり¥20,000～¥30,000）

3 家族会の開催

（事業内容）

デイ・サービス施設や地域の区民集会所を使い、月1回程度専門の医師等を招いて介護相談等を実施

（19年度末実績）

- ・3回開催（各回3～5名程度参加）
- ・医師や臨床心理士が出席する会は関心が高い

（20年度実施状況）

- ・月1回継続して開催予定

（課題）

- ・次年度以降継続するためには、専門職の報酬費用（¥20,000～¥30,000）の調達が必要

グループホームなごみ方南（認知症対応型共同生活介護）
杉並区・（株）大起エンゼルヘルプ
＜ケア24（地域包括支援センター）方南併設＞

1 会食会（多楽福会）

（事業内容）

事業者が毎月1回グループホームに地域の方を招き会食会を開催、認知症の勉強会やグループホームについての説明会、区の保健師や地域包括支援センター職員も招いた相談事業を併せて実施

（19年度末実績）

- ・計6回開催（延べ計287名参加（地域住民97名、入居者99名、職員63名、その他28名））
- ・食事づくりがメインになってしまった
- ・認知症に関する講義ができなかった

（20年度実施状況）

- ・20年度も月1回継続して実施予定
- ・食事づくりはボランティア（サポーター）を募って対応し、職員は一般参加者と入居者との橋渡し役に専念

- ・ボランティアに対する研修会を実施（栄養士…食事づくりを指導、保健師…認知症について講義）

2 地域交流（手作りプランターの設置）

（事業内容）

施設の入居者・利用者と地域住民との相互協力により、近隣の通路や公園等へ手作りプランターを設置することにより施設と地域との顔なじみの関係をつくりあげること（材料は近隣の店舗、施設等からペットボトルを収集、近隣の保育園に色付けを依頼、近所の人や大学生に植え付けを依頼）

（19年度末実績）

- ・1回実施、約200個配布

（20年度実施状況）

- ・2回実施予定
- ・配布数の増加を目指す

至誠キートスホーム（介護老人福祉施設）

立川市・（社福）至誠学舎立川

〈北部中さいわい地域包括支援センター併設〉

1 認知症支援ボランティア講座

（事業内容）

地域で生活している認知症高齢者を理解し、支援の出来るボランティアの担い手を養成することを目的とする講座を開催

（19年度末実績）

- ・2回開催（市や社協の広報等により参加者を募集、合計34名参加）
- ・参加者の半数は在宅介護を行っている家族、約4分の1が在宅介護関係の事業者
- ・実習先はキートスホームの特養施設とデイ・サービス施設に設定

（20年度実施状況）

- ・今年度は2回実施予定

（課題）

- ・ボランティア希望者の参加が少なく、介護当事者の参加者の割合が高い（具体的活動に結びつかず）
- ・特養施設の実習では、実習生とボランティアの交流の場がうまく設定できなかった場面があった（→今年度の実習は認知症対応型デイ施設のみで実施）

2 介護者教室

（事業内容）

事業者が認知症高齢者の介護者を対象とした講演会や学習会を開催し、在宅介護者を支援

（19年度末実績）

- ・2回開催（1回目…介護者の体験談を中心に構成 2回目…職員の講義と併せて受講者同士（介護者、介護支援専門員、ヘルパー等）の意見交換の場を設定）
- ・延べ参加者19名

（20年度実施状況）

- ・2回開催予定（19年度2回目と同じ形式で実施予定）

3 認知症介護支援事例研究会

（事業内容）

事業者が関係機関の専門職を対象に事例研究の機会を提供し、相互理解と関係者のネットワークの形成を促進

（19年度末実績）

- ・2回開催（幸町内の介護支援事業所を対象に実施、延べ参加者69名、1回当たり2事例を検証）

（20年度実施状況）

- ・立川市全域の介護支援事業所を対象を広げて年4回開催予定

（課題）

- ・かかりつけ医の参加

4 高齢者サロン活動

（事業内容）

公民館や個人の家等を活用し、身近なところで見守りや交流の場を実現するためのサロン活動を支援

（19年度末実績）

- ・実績なし

（20年度実施状況）

- ・希望者を対象に「高齢者サロン活動入門」を7月に開催予定

（課題）

- ・サロン活動の実現

5 認知症に関する地域懇談会の開催

(事業内容)

認知症の人を支える仕組み作りを目指して関係機関の相互理解と情報交換のための懇談会の開催

(19年度末実績)

- ・開催のためのPR活動として地域懇談会の構成員である老人クラブ、自治会等での出前講座を事業者が実施（4回開催、計97名参加）

(20年度実施状況)

- ・地域懇談会の構成員に呼びかけて、開催に結びつけるためのシンポジウムを2回開催予定

(課題)

- ・懇談会の開催

地域ケアサポート福わ家（小規模多機能型居宅介護）

<青梅市、(有)心のひろば>

1 認知症緊急時対応サービス

(事業内容)

事業者が24時間対応の認知症相談窓口（相談対応職員1名）を設置し、依頼があれば訪問サービスを提供

(19年度末実績)

- ・19年10月から専用電話を設置（対象エリアは市内）
- ・市の広報や自治会、地域包括等を通じて事業内容を周知
- ・相談件数…27件（全て日中） 訪問件数…4件

(20年度実施状況)

- ・前年と同じ内容で継続（5月末実績…相談件数5件（全て日中） 訪問件数2件）

(課題)

- ・相談相手を担当している介護支援専門員や地域包括支援センターとの役割分担の明確化

2 認知症かいご支えあう家族の会はあーとサロン

(事業内容)

介護家族が、センター方式を活用し認知症の理解を深めることで精神的負担を緩和し、家族介護の質の向上を目指し、事業者がサロンとして場を提供する（小規模多機能型居宅介護の家族と外部の在宅介護者との共同開催）

(19年度末実績)

- ・5回開催（平均参加者4～5人）

- ・介護に関する苦勞話を語り合う場として機能

(20年度実施状況)

- ・継続して月1回開催予定

(課題)

- ・センター方式の導入の検討
- ・介護経験者の参加の促進

3 教育・啓蒙活動

(事業内容)

- ・事業者が地域住民への啓蒙用のテキストとして活用できるパンフレットを作成し地域の関係機関に配布

- ・事業者が主体となり単独高齢者世帯や集合住宅等での出張講演や地域の介護従事者向けの認知症介護に関する勉強会を実施

(19年度末実績)

- ・パンフレットを作成して配布
- ・勉強会を3回開催（83名参加）

(20年度実施状況)

- ・パンフレットの内容を刷新のうえ関係機関に配布
- ・市の広報を通じて出張講演の希望者を募集中
- ・勉強会を継続して実施

(課題)

- ・近隣の交番や診療所等への本事業の周知・協力依頼

グループホームきずな（認知症対応型共同生活介護）

<日野市、(社福)創隣会、在宅介護支援センターあいりん併設>

1 認知症理解促進事業

(事業内容)

事業者が認知症サポーター養成講座や認知症予防についての出前講座を実施して認知症に関する理解を促進

(19年度末実績)

- ・8回開催（267名のサポーターを養成（うち160名は中学生））

(20年度実施状況)

- ・老人会や自治会対象のサポーター養成講座は地域包括、企業や学校対象のサポーター養成講座はきずなの役割分担で実施予定（市との申し合わせ）

2 ネットワーク会議

(事業内容)

地域の関係機関に対する事業の周知と情報の共有化を図ることを目的として、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所等の関係事業機関との連絡会議を事業者が主体となって開催

(19年度末実績)

- ・2回開催(11月：7名出席、2月：5名出席)

(20年度実施状況)

- ・市との事業検討会の開催日と併せて2ヶ月に1回(偶数月に)開催予定
- ・ネットワーク会議のメンバーに日野市高齢福祉課2名も参加

(課題)

- ・医療関係者の参加の促進

3 認知症高齢者を介護する家族会

(事業内容)

事業者が主体となり地域で認知症高齢者を介護している人たちによる家族会を結成し、定期的な会合を開催

(19年度末実績)

- ・開催実績は1回(参加者は14名)

(20年度実施状況)

- ・6回開催予定

4 認知症高齢者在宅マップ作り

(事業内容)

事業者が地域内の在宅で生活している見守りが必要な認知症高齢者の情報の共有化を図るためのマップを作成

(19年度末実績)

- ・ネットワーク会議や市との事業検討会で検討
- ・検討の結果、具体的な支援に結びつけるためには、当初考えていた地域ごとに認知症高齢者の情報を掲載した形式のマップよりも、個人ごとに支援に必要な情報を分けて掲載した形式の「パーソナルマップ」の方が役立つと判断
- ・「パーソナルマップ」の共有方法、活用法について検討
- ・個人情報の取り扱いについても検討

(20年度実施状況)

- ・「パーソナルマップ」の具体的な掲載項目について検討

(課題)

- ・「パーソナルマップ」の完成・活用

5 認知症高齢者の実験的就労デイ

(事業内容)

事業者が認知症高齢者に対応可能な作業を用意して仕事に従事する役割を提供

(19年度末実績)

- ・16回実施(参加者は男性2名)
(プログラム…洗車、清掃、日曜大工 報酬…食事、嗜好品)

(20年度実施状況)

- ・ひのケアマネ協議会を通じて募集
- ・利用者は6名に増加(参加者は男性4名、女性2名)
(プログラム…洗車、清掃、日曜大工、ぞうきん作り 報酬…食事、嗜好品)

(課題)

- ・安定的な仕事の受注
- ・8名程度が適正規模と考えている
- ・平成21年度以降事業継続のための費用(主に人件費)の調達

仕組み部会における検討状況

検討項目及び開催実績

1 当部会における検討項目

認知症の人と家族に対する「面的」仕組みづくりの具体化

2 開催実績

(第3回) 平成19年12月7日(金) 17時～19時

(第4回) 平成20年2月6日(水) 15時～17時

具体的な検討状況

検討事項

◇ 認知症生活支援モデル事業の概要と取組状況

○ 認知症地域資源ネットワークモデル事業（区市町村主体）

様々な社会資源が連携した認知症支援を進めるモデル地区（2区市）を選定し、都がその取組を支援して、当該地区の認知症支援対策を推進（2年間）。

・「認知症コーディネート委員会」立上げに至るまでのコアチームの活動、両区市のモデル事業の推進体制、モデル事業の位置付けの変化について報告。

【参考資料 1】

○ 認知症支援拠点モデル事業（事業者主体）

地域において認知症高齢者に対する支援を行っている介護サービス事業者の自主的な取組をモデル的に実施し、認知症の人とその家族が安心して暮らし続けられるまちづくりを推進。5事業者に対して2か年を限度に補助。

・各事業者の取組状況、地域の関係者との連携状況について報告

【参考資料 2】

○ 個人情報の取扱いについて

・介護サービス事業者が地域包括支援センター等と連携して、地域の高齢者の見守りマップの作成や徘徊時のためのネットワークの構築を考える際には、より多くの関係者が個人情報を共有した方が具体的・個別的な支援に結びつけやすい一方で、近年の個人情報に対する意識の高まり等から、安易な情報のやりとりは行うべきではないとも考えられる。

この場合の適切な個人情報の取扱いについて検討。

主な意見

1 認知症地域資源ネットワークモデル事業

○ 「地域資源マップ」の作成に当たっては、取組過程で得られたもの（地域資源の掘り起こしや地域資源相互の連携）と、成果物を作った後どう活用されたかを分けて整理すること。

○ 地域で孤立している人の発掘を担う認知症サポーターや民生委員をコーディネートしたり相談や助言を行う人を今後検討して欲しい。

2 認知症支援拠点モデル事業

○ 地域の民間事業者との連携の促進のためには

・相手側にキーパーソンとなる人を上手く発掘すれば効果的。

・こちら側からの要求を出す前に、まずは相手側に立って話を聞き、その後サポーター養成等の普及啓発につなげることで地域の受け入れの度合いが非常に変わってくる。

3 個人情報の取扱いについて

(1) 期待される効果

・本人や家族にとって実際に役立つだけの環境も同時に構築されていることが必要。

・見守りマップはあまり広域を対象とせず、見つかったらすぐに支援や見守り体制に入れる程度の顔の見えるエリアで作成することが望まれる。

(2) 事業の性質上の視点

・できれば本人もしくは家族から同意を得られた人だけを対象にした方が現実的。

(3) 法制度上の視点

ア、個人情報の収集

・個人情報保護法の解釈上、目的を明確にして必要最低限の範囲の個人情報を集めるということであれば、本人の同意を得ることなく収集することは可能。

イ、個人情報の第三者提供

・見守り等の支援が必要な高齢者の個人情報を本人の同意なく第三者に提供することについては、同意なく第三者提供が認められる場合を定めた法第23条中の規定に該当する可能性が低いと考えられるため、困難。

・本事業を委託して実施する場合においては、個人情報を事業の委託先に提供しても第三者提供にはあたらないが、本事業が委託になじむのかは別途検討が必要。

(4) 留意点

・何のためにマップを作成するのか、まずは目的を明確にすべき。

・必要最小限の範囲の情報の収集に留めるべき。

・取得する情報の内容や情報を共有する範囲、情報が漏れた時の管理方法について検討しておくことが必要。

⇒ 今後とも継続して検討